

「アルコール健康障害及びギャンブル等依存症普及啓発業務委託プロポーザル審査会委員」募集要項

1 趣旨

県では「アルコール健康障害とギャンブル等依存症を考えるフォーラム」の開催に係る業務を民間事業者に委託して実施します。本業務の受託者の選定を行う「アルコール健康障害及びギャンブル等依存症普及啓発業務委託プロポーザル審査会」について、県民の参画を進めるため、審査委員を公募します。

2 アルコール健康障害及びギャンブル等依存症普及啓発業務委託プロポーザル審査会

(1) 目的

鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画に基づき、アルコール健康障害及びギャンブル等依存症の普及啓発を図るため「アルコール健康障害とギャンブル等依存症を考えるフォーラム」を開催する。

(2) 委員構成

5名以内（公募委員1名を含む。）

(3) 審査方法

提案者が提出した企画提案書及び審査会当日に実施するプレゼンテーションの内容を審査基準に基づき採点し、最優秀提案者を選定する。

(4) 開催予定

1回（令和8年6月から8月までの平日に県庁（鳥取市東町）で開催予定。）

(5) 任期

令和8年8月31日（月）まで

3 募集内容

(1) 募集人数

1名

(2) 応募資格

次のアからキまでの要件の全てを満たす方

ア 県内に住所地を有する方

イ 就任時点で満18歳以上の方であること

ウ アルコール健康障害又はギャンブル等依存症について関心があり、審査会の審議において積極的に発言する意欲のある方

エ 県庁（鳥取市東町）で平日昼間に開催する会議に出席できる方

オ 就任時点で、県の他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない又は就任予定がないこと。

カ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でないこと

キ 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でないこと

(3) 応募方法

別添の様式に、住所、氏名、生年月日（年齢）、性別、連絡先、職業又は勤務先、応募資格の確認、応募動機を記載して、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで応募してください。

(4) 委員の選考

応募資格を満たす方の中から、提出された書類内容に基づき書面審査（委員就任への意欲等）を行い決定します。なお、書面審査によって決定し難い場合は、面接審査を行います。その場合は別途通知を行います。また、委員決定後は、速やかに応募者全員に結果を通知します。

(5) 応募期間

令和8年4月24日（金）から5月8日（金）必着

(6) その他

ア 応募書類は委員の決定のみを目的として使用し、それ以外には使用しません。

イ 応募書類は返却しません。

ウ 審査会出席に係る報酬と旅費を支給します。

4 応募・問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地

鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 障がい福祉課 精神保健担当

電話：0857-26-7862 ファクシミリ：0857-26-8136

電子メール：teramotom@pref.tottori.lg.jp 担当：寺本